



広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年4月18日：第2版

【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

さつまPR課 移住定住係から

助成 若者定住促進家賃補助について ～さつま町に移住・定住される(た)方へ～

町では、転入世帯や新婚世帯に対し、定住促進のための家賃補助を行っています。



■1 転入世帯

【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内
(要件を満たした日によって補助額が異なります)

【補助額】

- 令和6年3月31日までに要件を満たした場合
 - ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2
最長36月(上限1万円)
 - ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4
最長36月(上限1万円)
- 令和6年4月1日以降に要件を満たした場合
 - ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2
最長24月(上限2万円)
 - ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4
最長24月(上限2万円)

【主な要件】

- ①転入時において39歳以下の方
- ②転入し、1年以内に民間賃貸住宅を自ら契約し居住している方
- ③転入後1年以内に企業に正規雇用された方または、転入時において企業に正規雇用されている方
- ④さつま町に住民登録している方
- ⑤町税などの滞納がない方
- ⑥公務員・転勤者ではない方 など

※■1、2共に、その他条件がありますので、
詳細はお問い合わせください。



■2 新婚世帯

【申請受付期間】

婚姻日から1年以内
(要件を満たした日によって補助額が異なります)

【補助額】

- 令和6年3月31日までに要件を満たした場合
 - ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2
最長36月(上限1万円)
 - ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4
最長36月(上限1万円)
- 令和6年4月1日以降に要件を満たした場合
 - ・町内企業勤務者…家賃月額の1/2
最長24月(上限2万円)
 - ・町外企業勤務者…家賃月額の1/4
最長24月(上限2万円)

【主な要件】

- ①夫婦共に39歳以下の世帯
- ②婚姻による新婚世帯で、婚姻届の提出から1年以内に民間賃貸住宅を夫婦のいずれかが契約し居住している世帯
- ③夫婦のいずれかが企業に正規雇用されている世帯
- ④夫婦のいずれもさつま町に居住し、住民登録している世帯
- ⑤夫婦のいずれも町税などの滞納がない世帯 など



◀ 家賃補助について

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場
さつまPR課 移住定住係
電話：(0996)26-1823
窓口：本庁2階7番

助成

転入者・新卒者就労支援奨励金について ~さつま町に移住・定住される(た)方へ~

町では、転入者、新卒者に対し、定住促進を支援するための助成を行っています。ただし、公務員と転勤による転入の方、その他にも在留資格によっては支給対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■1 転入者

【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内

【補助額】

- 町内の企業に勤務 奨励金 20万円
- 町外の企業に勤務 奨励金 10万円

【主な要件】

- ①転入以前、町外に1年以上居住しており、転入してから現在まで引き続きさつま町に住民登録されている方
- ②転入後1年以内または転入前から企業に正規雇用されており、転入後継続して2年以上勤めている方
- ③転入時の年齢が50歳以下の方
- ④町税などの滞納がない方 など

※■1、2共に、その他条件がありますので、詳細はお問い合わせください。



◀ 転入者

■2 新卒者

【申請受付期間】

要件を満たした日から1年以内

【補助額】

- 町内の企業に勤務 奨励金 20万円
- 町外の企業に勤務 奨励金 10万円

【主な要件】

- ①卒業後1年以内に企業に正規雇用されている方
- ②継続して2年以上企業に雇用されている方
- ③就労日から現在までさつま町に住民登録がある方
- ④町税などの滞納がない方 など

<お問い合わせ先>

さつま町役場
さつまPR課 移住定住係
電話:(0996)26-1823
窓口:本庁2階7番



◀ 新卒者

助成

木造住宅の耐震診断・改修工事への補助金があります

町では、地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備促進のため、耐震診断と耐震改修工事費用の一部を補助します。

【対象者】

次の①~③を全て満たす方

- ①木造住宅の居住者または所有者
- ②居住者と所有者が異なる場合は、どちらも耐震診断や耐震改修工事に同意している方
- ③町税などの滞納がない方

【対象住宅】

次の①~④を全て満たす住宅

- ①専用住宅、長屋または共同住宅(店舗などを兼ねた住宅は、店舗などに使用する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満)
- ②2階建て以下で延べ床面積が500㎡以下
- ③昭和56年5月31日以前に着工
- ④現在、居住用として使用している

【申請期限】

令和6年11月29日(金)



【補助額】

- 耐震診断・・・募集件数 2棟(先着順)
限度額:6万円(対象経費の3分の2)
- 耐震改修工事・・・募集件数 1棟(先着順)
限度額:30万円(対象経費の100分の23)

【その他】

- ・申請前に耐震診断や耐震改修工事を着手または終わっている場合は対象外です。
- ・耐震改修工事は、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物であることが必要です。
- ・補助金の交付回数は、1棟につき1回です。
- ・募集棟数に限りがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

<申込み・お問い合わせ先>

さつま町役場 建設課 建築係
電話:(0996)26-1829
窓口:本庁2階6番

助成

住宅リフォーム支援事業補助金 ～申請受付が始まります～

町では、令和6年度住宅リフォーム支援事業補助金の申請を受け付けます。住宅リフォームや耐震化をご検討の方は、ご活用ください。

【補助金額】

- 一般世帯……最大 20 万円
- 子育て世帯……最大 30 万円
(中学生以下の世帯)

※補助率 20%(対象工事費の 5 分の1)
工事費 20 万円以上が対象

※事前着工は対象外です

【対象者】

- ・対象住宅の所有者
- ・対象住宅に自ら、または親族(二親等以内)が居住し、その方が対象住宅に住民登録されていること

【申込受付】

- ・期間 5月 21 日(火)～22 日(水)
- ・時間 午前 9 時～正午まで
- ・場所 本庁 2 階 会議室 2-A
- ・募集件数 70 件程度(予算の範囲内)



【補助金決定】

補助金の決定については、後日送付する決定通知書により行いますが、応募者多数の場合は、抽選となります。

〈抽選の場合〉

- ・日時 5月 31 日(金)午前 10 時から
- ・場所 別館3階 大会議室

【申込方法】

申請には、申請書一式・見積書・図面・施工箇所の写真などが必要です。詳しくは建設課建築係までお問合せください。

＜申込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 建設課 建築係
電話:(0996)26-1829
窓口:本庁 2 階 6 番

注意 グリーン・ツーリズム協議会の
会員を募集します

修学旅行生の宿泊受け入れや農業体験を行う町グリーン・ツーリズム協議会の会員を募集します。興味がある方はお問い合わせ先までご連絡ください。

【内容】

- ①農泊・教育旅行部(修学旅行生の受け入れなど)
- ②農林業体験部(キノコのコマ打ち体験やタケノコ掘り体験の実施など)
- ③食育部(料理体験や農家民泊への地場産物を使用した郷土料理の提供など)

【対象者】

現在、グリーン・ツーリズム活動を行っている方やグリーン・ツーリズムに興味がある方

【年会費】

2,000 円

＜申込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 農林課 農政係
電話:(0996)24-8942
窓口:本庁別館1階

募集 「全国戦没者追悼式」
参列遺族の募集

【期 日】 8月 15 日(木)

【場 所】 日本武道館(東京都)

【対象者】

- 戦没者及び一般戦災死没者(空襲により亡くなった方など)の遺族
- 鹿児島県内に住民登録をしている遺族に限ります。
- 過去に参列したことがない方を優先します。
- 18 歳未満の遺族も募集します。

【申込方法】

- ①申込期間 5月 1 日(水)～31 日(金)
- ②申込先 ほけん福祉課福祉係へご連絡ください。

＜申込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 ほけん福祉課 福祉係
電話:(0996)24-8930
窓口:本庁1階4-③番

ひと・まち・自然 みんなで 紡ぐ さつま町



まちづくりは「ひと」が主役。

『ひと』ふれあう 『まち』にぎわう 『自然』うるおう



SATSUMA
TOWN
KAGOSHIMA

さつま町はSDGsとカーボンニュートラルを推進します

SDGs：誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標。
カーボンニュートラル：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を実質0にすること。



SATSUMA
SDGs

SDGs ロゴマーク



SATSUMA
ZERO CARBON

カーボンニュートラルロゴマーク